

# 令和 8 年度 高知県地域職業訓練実施計画

令和 8 年 4 月 1 日

## 第 1 総則

### 1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、高知県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、高知労働局、ハローワーク、高知県等の関係機関と連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

### 2 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

### 3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

## 第 2 労働市場の動向、課題等

### 1 労働市場の動向と課題

労働市場の動向をみると、高知県の令和 7 年 12 月末現在の有効求人倍率は 1.10 倍となり、雇用失業情勢は緩やかに持ち直しているが改善の動きにやや弱さが見られ、引き続き物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。一方、生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えており、特に、高知県は出生数の低下や若者の県外流出等に伴い、全国に先駆けて少子高齢化が進んでいる。こうした中で、高知県の持続的な成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進

め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、公的職業訓練を通じた人材の育成を行う等、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

加えて、デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革を受けて、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。あわせて、企業規模等によってはDX等の進展への対応が遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められている中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や企業のニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特にデジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

障害者訓練については、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用政策と障害者福祉政策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

## 2 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和7年度の新規求職者は令和7年11月末現在で20,323人（前年同月比98.6%）であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性がある者の数は令和7年11月末現在で8,697人（前年同月比96.1%）であった。

これに対し、令和7年12月末現在の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

〈令和7年4月～令和7年12月まで〉

離職者に対する公共職業訓練	495人	（前年同期比	104.9%）
求職者支援訓練	203人	（前年同期比	91.4%）

## 第3 令和8年度の公的職業訓練の実施方針

令和6年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

### ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること

・応募倍率は委託訓練50.0%、求職者支援訓練97.2%と、委託訓練については改善の余地がある

・就職率は、委託訓練は依然高水準で推移している。

### ② 応募倍率、就職率がともに低い分野（「デジタル系IT分野」）があること

### ③ 委託訓練の計画数と実績が乖離していること

### ④ デジタル分野の訓練コースが不足していること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和8年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

①については、高知県では他県に比べ高齢化が進んでおり、介護、医療、福祉分野の訓練の設定は必須である。そのため、求職者の医療事務分野を含めた介護分野等の仕事や訓練に関する理解促進のため、訓練見学会等への参加を積極的に働きかけるとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化を行う。特に委託訓練については、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者増加のための取組も併せて行う。

②については、特に就職率の向上に向け、本人の受講希望だけでなく、本人の職業能力や求職条件等を踏まえた適切な職業相談、訓練のあっせんを行う。また、ミスマッチ低減のため、引き続き、事前説明会・見学会の機会確保を図る。さらに、訓練窓口職員のITリテラシーの更なる向上を図る。あわせて、訓練修了者のスキルが活用できる求職者への適切な情報提供、就職に向けた意識付けとともに、就職支援の充実を図る。

③については、引き続き、開講時期の柔軟化、受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加に向けた取組を行うほか、受講者数の実績等を踏まえ、必要な訓練規模を確保しつつ、訓練数の見直しを図る。また、高知労働局と高知県との連携の上、目標を達成していない訓練実施機関に対し、訓練及び就職支援の自律的な改善を促すとともに、目標を著しく下回っている場合には、ワーキンググループで分析と検証を行ったうえで、就職率の向上に向けた方向性について高知県地域職業能力開発促進協議会にて協議を行う。

④については、引き続き職業訓練のデジタル分野の訓練施設の開拓等に努め、一層のコース設定の促進を図る。

#### 第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

##### 1 離職者に対する公的職業訓練

##### (1) 施設内訓練

##### ア 対象者数及び目標

(人)

	令和7年度	令和8年度	目標 (就職率)
高知県立中村高等技術学校	25	20	88.9%
左官エクステリア科(1年)「建設関連分野」	10	5	
住宅リフォーム科(10ヶ月)「建設関連分野」	15	15	
高知職業能力開発促進センター	313	313	82.5%
テクニカルオペレーション科「製造分野」 (募集科名：機械CAD技術科)	30	30	
CADものづくりサポート科「製造分野」	36	36	
住宅リフォーム技術科「建設関連分野」 (募集科名：住宅CADリフォーム技術科)	60	60	
電気設備技術科「製造分野」	60	60	
ビジネスワーク科「営業販売事務分野」	72	72	
テクニカルオペレーション科「製造分野」 (短期デュアルコース) (募集科名：機械CAD技術科(企業実習付))	15	15	
電気設備技術科(短期デュアルコース)「製造分野」 (募集科名：電気設備技術科(企業実習付))	15	15	
橋渡し訓練(導入講習)「その他分野」	25	25	
合 計	338	333	

##### イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定するうえでの留意事項等

- ・施設内訓練の定員は令和7年度計画の338人から5人減の333人を計画数として実施する。
- ・県立中村高等技術学校では建築系の基礎的な職業訓練を行い、早期再就職に必要な技能・技術、関連知識を習得するための職業訓練を実施する。(訓練期間：10ヶ月間～1年)
- ・高知職業能力開発促進センターでは、地域の事業主団体や事業主等業界ニーズを基に、主にものづくり分野であって、民間の教育訓練期間等では実施が難しいコースを設定する。(訓練期間：6～7ヶ月)
- ・ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースを充実させる。

(2) 委託訓練

ア 対象者数及び目標

(人)

		令和7年度	令和8年度	目標 (就職率)
長期高度人材育成コース※1		45	47	82.9%
	介護福祉士養成科「介護・医療・福祉分野」	9	9	
	保育士養成科「介護・医療・福祉分野」	9	9	
	デジタル系 IT分野	6	9	
	デジタル系 デザイン分野	2	0	
	その他「建設関連分野」「理容・美容分野」 「営業・販売・事務分野」「医療事務分野」「その他」	19	20	
知識等習得コース※2		620	465	
IT系	IT訓練科「営業・販売・事務分野」	425	315	
	デジタル系 IT分野	45	30	
	デジタル系 デザイン分野			
	経理・宅地建物取引士「営業・販売・事務分野」	45	45	
	介護系「介護・医療・福祉分野」	60	30	
	医療事務系「医療事務分野」	45	45	
合 計		665	512	

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定するうえでの留意事項等

- ・委託訓練は、令和7年度計画の665人から153人減の512人を計画数として実施する。
- ・「長期高度人材育成コース」は、人材不足分野の介護福祉士や保育士を重点分野として養成するコースを設定するほか、その他の幅広い分野におけるコースを設定する。
- ・「知識等習得コース」は、IT系、経理・宅地建物取引士、介護系、医療事務系の分野を設定し、応募・求人ニーズを踏まえた上で実施する。
- ・育児中の訓練受講希望者に対する託児サービス提供事業を実施する。
- ・全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることから、全ての訓練コースにおいてデジタルリテラシーの向上促進を図る。

※1 長期高度人材育成コース

非正規雇用での就労期間が長く、不安定な就労を繰り返している求職者が正社員就職を実現するために国家資格等の取得を目指すコース

訓練期間：1年、2年

※2 知識等習得コース

求職者に必要な知識・技術等の職業能力を付与するための訓練コース

訓練期間：2ヶ月、3ヶ月、4ヶ月

(3) 求職者支援訓練

ア 対象者数及び目標

(人)

	令和7年度	令和8年度	目標 (就職率)
基礎コース	110	110	60.0%
実践コース*	258	258	63.0%
介護系「介護医療福祉分野」	51	51	
デジタル系「IT分野」	77	23	
デジタル系「デザイン分野」		54	
営業販売事務系「営業販売事務分野」	57	130	
美容系「理容・美容関連分野」	57		
「その他分野」	16		
合計	368	368	

\*各分野別の数字は申請見込み数であり、結果は変動する場合があります。

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定するうえでの留意事項等

- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるように実施機関・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（eラーニングを含む）等を設定する。なお、eラーニングコースについては、各認定申請期間の定員バランスを考慮の上で設定する。
- ・訓練内容としては、職業能力開発講習及び基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）を全体の30%程度(110人)、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を全体の70%(258人)程度とする。
- ・その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。
- ・新規参入枠は、次のとおりとする。
  - 基礎コース 上限値 30%
  - 実践コース 上限値 30%
- ・申請単位期間内で新規参入枠以外の認定数（以下「実績枠」という）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。
- ・全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

## 2 在職者に対する公共職業訓練等

### (1) 対象者数

公共職業訓練（在職者訓練） 631 人

#### 【内訳】

高知県 271 人

高知職業能力開発促進センター 170 人

高知職業能力開発短期大学校 190 人

生産性向上支援訓練 640 人

### (2) 職業訓練の内容、職業訓練を設定するうえでの留意事項等

・産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施する。

・ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、生産性向上支援訓練においては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練等のコーディネート等の事業主支援を実施する。

・ものづくり分野について、DX等に対応した職業訓練の開発・充実、訓練内容の見直し等を図る

・訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主に対して、職場での業務改善や事業所の生産性向上、現場力の強化など訓練の受講により生じた効果を確認する。

・高知県においては、産業界や企業のニーズにあった訓練を実施し、企業在職者にとって必要な資格取得やスキルアップを図る。

・事業主等に対し、在職者訓練等の受講による従業員のスキル向上及び生産性向上等の訓練効果を広く周知し、在職者訓練等の受講促進を図る。

### 3 学卒者に対する公共職業訓練

#### (1) 対象者数及び目標

(人)

	令和7年度	令和8年度	目標 (就職率)
高知県立高知高等技術学校	85	85	98.3%
機械加工科	10	10	
溶接科	10	10	
塑性加工科 (募集科名：オートボディ科)	20	20	
電気工事科	15	15	
自動車設備科	20	20	
配管科	10	10	
高知県立中村高等技術学校	15	15	
木造建築科	15	15	
高知職業能力開発短期大学校	45	45	95.0%
生産技術科	20	20	
電子情報技術科	25	25	
合 計	145	145	

#### (2) 職業訓練の内容、職業訓練を設定するうえでの留意事項等

- ・ 県立高等技術学校では、産業界のニーズに沿った基礎的な技能・知識を習得するための職業訓練を実施する。(訓練期間：1～2年間)
- ・ 職業訓練の実施に当たっては、民間の教育訓練施設との調整を図る。
- ・ 高知職業能力開発短期大学校では、理論と技能・技術を結びつけた実学融合のシステムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える高度実践技能者の育成のための職業訓練を実施する。(訓練期間：2年間)
- ・ 学卒者のみならず、社会人等の更なる入校促進を図る。

#### 4 障害者等に対する公共職業訓練

##### (1) 対象者数及び目標

(人)

	令和7年度	令和8年度	目標 (就職率)
知識・技能習得訓練コース（集合訓練）	0	0	85.0%
在宅就業（テレワーク）研修科	0	0	
その他	0	0	
実践能力習得訓練コース	29	27	
合 計	29	27	

##### (2) 職業訓練の内容、職業訓練を設定するうえでの留意事項等

- ・定員充足率、就職率の低い訓練コースは実施せず、就職を目指す障害者にとってニーズがある就職率の高い実践能力習得訓練コースで、27人の定員として実施する。なお、令和7年度より障害者委託訓練におけるP D C A評価が本格実施となり、当該P D C A評価に係る指標は、「訓練実施計画数に対する訓練実績数（執行割合）」及び「就職率」とされており、評価に応じて訓練を計画することとなっている。
- ・企業の中で実際の業務を行う事で職業能力の向上と就職を目指す。支援機関と連携し、訓練期間中の中間、最終の振り返りやケースに応じた定期的な訪問など、受講者と委託先の両者から状況確認を行い、就職率の向上に取り組む。
- ・障害者職業訓練コーディネーターが、法定雇用義務対象企業を訪問し、訓練のさらなる周知拡大及び新規委託先の開拓に取り組む。

#### 第5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

- ・受講希望者のニーズに沿った適切な訓練を勧奨できるようハローワーク職員の知識の向上や、事前説明会・見学会の機会確保を図る。
  - ・受講者に対する訓練終了前から職場定着まで一貫した支援のため、ハローワークにおいては関係機関との連携の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施、訓練受講に合致した積極的な求人情報提供など担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施する。
  - ・高知県が進める「産業振興計画」等の産業施策とも連携した就労支援を実施する。
  - ・人材不足分野である「介護・医療・福祉」分野の人材確保を支援するため、ハローワーク、訓練関係機関及び高知県福祉人材センター、高知県ナースセンターとの連携強化による就職支援を実施する。
- また、介護分野については、求職者の介護分野の仕事や訓練に関する理解促進のため、訓練見学会等への参加を積極的に働きかける。
- ・地方単独事業として実施される「地域リスクリソング推進事業」については、事業一覧の報告をもって地域職業訓練実施計画に位置付ける。

なお、県及び市町村の該当事業一覧（地域リスクリソング推進事業一覧）は、事業実施年度に入り開催する地域職業能力開発促進協議会において報告する。